名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域G灯浮標
位置　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―二七
東経　一四〇―〇〇―五二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度五五カンデラ　四・五海里
点灯年月日　平成二十九年八月十七日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域H灯浮標
位置　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―二三
東経　一四〇―〇〇―四八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十八日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域I灯浮標
位置　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・七キロメートル）
北緯　三五―三七―一九
東経　一四〇―〇〇―四三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十八日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域J灯浮標
位置　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・七キロメートル）
北緯　三五―三七―一五
東経　一四〇―〇〇―三八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度五五カンデラ　四・五海里
点灯年月日　平成二十九年八月十七日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域K灯浮標
位置　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―一九
東経　一四〇―〇〇―三三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十七日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域L灯浮標
位置　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―二三
東経　一四〇―〇〇―二八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十七日
記事　東京都港湾局管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域A立標
位置　京浜港東京区（十号地信号所の南東方約六一〇メートル）
北緯　三五―三六―三七
東経　一三九―四七―五三
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日　平成二十九年八月十七日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域B立標
位置　京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約六二〇メートル）
北緯　三五―三六―三四
東経　一三九―四七―四八
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日　平成二十九年八月十七日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域C立標
位置　京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約四三〇メートル）
北緯　三五―三六―四〇
東経　一三九―四七―四四
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日　平成二十九年八月十七日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名称　東京臨港道路トンネル工事区域D立標
位置　京浜港東京区（十号地信号所の南方約二四〇メートル）
北緯　三五―三六―四五
東経　一三九―四七―三九
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日　平成二十九年八月十七日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名称　北電知内発電第一号灯標
位置　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東南東方約六七〇メートル
北緯　四一―三四―五九
東経　一四〇―二六―三二
撤去年月日　平成二十九年八月二十三日
記事　一時変更

名称　北電知内発電第二号灯標
位置　北電知内発電シーバース灯（北海道上磯郡知内町）の東北東方約六八〇メートル
北緯　四一―三五―一二
東経　一四〇―二六―三二
撤去年月日　平成二十九年八月二十三日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年九月二十日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　鼻繰埼沖ENEOSグローブガスターミナル第二号灯浮標
位置　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル
北緯　四〇―五三―五二
東経　一四〇―四七―三六